

# 令和8年度さいたま市 3D 都市モデル活用業務 要求水準書

## 1 業務名

令和8年度さいたま市 3D 都市モデル活用業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

## 3 履行場所

さいたま市浦和区地内外

## 4 予算の上限額

8,405,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 5 業務の目的

本市は、国土交通省の「Project PLATEAU（プラトー）」に令和2年度から参画しており、国土交通省と連携しながら3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進している。

本業務は、3D都市モデルを活用し、こども世代からまちづくりを考えるきっかけ作りを行い、本市のまちづくりへの市民、関係人口の参画を促進する取組を行うものである。具体的には、令和6、7年度に3D都市モデルを変換して作成したマイクラフトのワールドデータ（以下「さいたま市マイクラフトワールドデータ」という。）を活用し、こどもを対象とした、まちづくり提案イベント「SAITAMA Minecraft AWARD 2026（以下「本イベント」という。）」を企画・開催するものとする。

## 6 提案を求める事項

業務内容を踏まえた以下の点について提案を求める。

- (1) 本イベントの具体的な企画内容・運営方法・情報発信方法
- (2) 本イベントへの参加促進、3D都市モデルの普及等に必要なプログラムの企画内容・運営方法
- (3) 本イベント成果の活用方法
- (4) 本イベント等の持続可能な取組体制に関する検討プロセス

## 7 業務内容

### (1) SAITAMA Minecraft AWARD 2026 作品コンテストの企画・運営

#### ①実施計画の作成

本イベントの実実施計画（運営方法、スケジュール、審査基準など）の作成を行う。

- 本イベントは、こどもを対象に、未来のさいたま市をマイクラフトでつくる、作品募集型のコンテストとする。
- 応募作品の中からファイナリストを選定し、ファイナリストによる作品のプレゼンテーション、審査員による審査、表彰を行う「最終審査会・表彰式」（現地開催）を開催するものとする。
- 作品募集は令和8年7月上旬頃（小中学校の夏休み開始前）までに開始するものとする。

- 本市のまちづくりとの親和性等を踏まえたテーマ、審査の視点などの設定を検討すること。
- 本イベントへの参加促進、3D都市モデルの普及に必要なプログラム（ワークショップ等）を企画・実施するものとする。

## ②審査員等の選定・アサイン

本イベントに必要な審査員、司会等の候補者調整を行う。候補者の決定にあたっては、受託者が候補者をリストアップし、委託者と協議のうえ決定するものとする。

## ③本イベントの運営

作品コンテストの最終審査会・表彰式等本イベントの運営（応募フォーム作成・応募者管理、ファイナリスト・審査員・司会等との連絡調整、会場との調整、必要な資機材の調達など事前準備を含む）を行う。また、レポート記事や開催記録の作成に必要な写真や動画の撮影・加工を行う。

## ④景品の制作等

グランプリ等の各賞を対象にした以下の景品（下表は例）のデザイン・制作を行う。また、協賛団体・企業等を募り、協賛による景品を別途調達する。

賞	景品（例）
参加賞	デジタルバッジ
ファイナリスト	賞状・デジタルバッジ
グランプリ	楯・賞状・デジタルバッジ

## （2）本イベントへの参加促進、3D都市モデルの普及等に必要なプログラムの企画・運営

本イベントへの参加促進、その他まちづくりへの市民参画の促進、3D都市モデルの普及に必要なプログラムを複数コンテンツ企画・実施するものとする。

## （3）情報発信コンテンツの制作

（1）及び（2）の情報発信に必要なコンテンツ（ロゴ、チラシ、プロモーション動画等）のデザイン・制作を行う。

## （4）レポート記事の作成

（1）及び（2）のレポート記事原稿を作成する。作成にあたっては、イベントの様子が市民等に伝わりやすい内容になるよう、テキストの内容や当日写真の選定・配置など十分な工夫を行うものとする。

## （5）本イベント等の持続可能な取組体制の検討

本イベントを含め、さいたま市を拠点として「こども×デジタル×まちづくり」の分野の取組を展開していくことを見据え、同分野に関心、親和性のある民間企業等へのヒアリングを行い、市の役割、費用負担を含めた、持続可能な（市の予算に過度に依存しない）取組体制の検討を行う。

## （6）打合せ協議

業務着手後、隔週を基本に打合せを実施する。その他、業務の遂行に際しては、委託者と十分に連絡を取りながら行う。

## （7）報告書作成

イベントの企画過程・当日レポート・得られた課題・成果（過年度を含む）を踏まえた今後の展望等についてとりまとめた報告書を作成する。

## 8 成果品

成果品は以下のとおりとし、全て電子データでの納品とする。なお、電子成果にあたっては、「さいた

ま市電子納品要領【簡易普及版】（以下、「要領」という。）を適用し、この要領に定めのない事項については、別途委託者と協議するものとする。

- (1) イベントレポート記事原稿・写真データ・動画データ 一式
- (2) 業務報告書【電子データ（CD-R）】
- (3) その他委託者が必要とみとめるもの

## 9 ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、委託者と受託者で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

## 10 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めるものとする。

## 11 その他

- (1) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (2) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。
- (3) MinecraftはMicrosoft社の商標。本業務で作成するワールドデータはMicrosoft社及びMinecraft開発社のMojang Studiosの承認を得ているものではなく、Minecraft公式として提供するものではない。

以上